

## 最低制限価格の設定について

1 本町が発注する建設工事の最低制限価格は、次のとおり取り扱うこととします。

(令和2年4月1日以降の入札執行通知分から適用)

(1) 最低制限価格(税抜き)の算出

①土木工事、建築工事

- ・最低制限基礎価格＝設計価格(税抜き)×90.0%
- ・最低制限価格＝最低制限基礎価格×ランダム係数

②解体工事

- ・最低制限基礎価格＝設計価格(税抜き)×80.0%
- ・最低制限価格＝最低制限基礎価格×ランダム係数

(2) 数値の取り扱い

- ・最低制限価格(税抜き)は、100円未満の金額は切り捨てる。

2 本町が発注する業務委託の最低制限価格は、次のとおり取り扱うこととします。

(1) 最低制限価格(税抜き)の算出

①国、県が策定した各種標準積算基準書に基づき算出された下記の業務

測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、施設関係清掃業務、伐採業務

- ・最低制限基礎価格＝設計価格(税抜き)×75.0%
- ・最低制限価格＝最低制限基礎価格×ランダム係数

②①以外の業務【例 見積徴取に基づき算出された業務】

- ・最低制限価格＝設計価格(税抜き)× $\frac{2}{3}$

(2) 数値の取り扱い

- ・最低制限価格(税抜き)は、100円未満の金額は切り捨てる。

3 ランダム係数

- ・入札執行者が操作するパソコンにおけるランダム関数等に基づき算出された係数
- ・ランダム係数の変動範囲は、1.000～1.005